

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ行幸啓等使用車両配車基本計画策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 業務の目的**

青の煌めきあおもり国スポ・障スポに御臨席される皇室並びにその関係者が御乗車する車両（ハイヤー）の確保及び効率的な運行体制の確立に向けた基礎資料を得ることを目的とする。

**2 業務概要**

業 務 名：青の煌めきあおもり国スポ・障スポ行幸啓等使用車両配車基本計画策定業務

業 務 内 容：業務仕様書のとおり

契 約 期 間：契約締結日から令和8年3月31日（火）

委託料限度額：1,069,000円

**【担当所属及び問合せ先】**

青森県総務部行幸啓室

TEL：017-734-9015

E-mail：gyokokeishitsu@pref.aomori.lg.jp

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

**3 参加資格**

応募する時点で、以下の要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) これまでに国又は地方公共団体が発注する類似の業務の受託実績があること。

**4 プロポーザル実施の手続**

**(1) 実施スケジュール**

令和8年1月15日（木）17時必着 参加表明・質問受付期限

令和8年1月19日（月） 質問に対する回答

令和8年1月27日（火）17時必着	提案書提出期限
令和8年1月29日（木）	プレゼンテーション（審査会）
令和8年2月2日（月）	審査結果通知
令和8年2月6日（金）	契約締結（予定）

#### （2）質疑・回答

本業務の内容・仕様等に関する質問は、電子メールで質問書を提出すること（様式任意）。原則、口頭（電話を含む。）による質問は受け付けないこととする。

電子メール送信後は、必ず電話で電子メールの着信を確認すること。

- ア 受付期限 令和8年1月15日（木）17時必着
- イ 質疑方法 電子メールにより、青森県総務部行幸啓室（上記2参照）に提出すること。
- ウ 回答期日 令和8年1月19日（月）
- エ 回答方法 回答は、質問者及び参加申込者宛てに電子メールで回答する。  
(受信後は、受信した旨のメールを必ず送信すること。)

#### （3）参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する者は、あらかじめ、公募型プロポーザル参加表明書（様式1）（以下「参加表明書」という。）を提出すること。参加表明が無い場合は、企画提案書等を受け付けない。

- ア 提出期限 令和8年1月15日（木）17時必着  
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所 青森県総務部行幸啓室（上記2参照）
- ウ 提出方法 持参（上記2の受付時間）又は郵送（簡易書留郵便による。）  
※郵送の場合は、その旨電話で連絡すること。

#### （4）企画提案書の提出

本業務仕様書に基づいて企画提案書（様式2）、経費積算書（様式任意）、提案者の概要がわかる資料（会社案内等）を作成し、次により提出すること。

- ア 提出期限 令和8年1月27日（火）17時必着
- イ 提出場所 青森県総務部行幸啓室（上記2参照）
- ウ 提出方法 持参（上記2の受付時間）又は郵送（簡易書留郵便による。）  
※郵送の場合は、その旨電話で連絡すること。
- エ 提出部数 紙媒体6部（正本1部、副本5部）

##### ①企画提案書（様式2）

- ・必要に応じて行数、枠数、ページ数等を増やすことが出来る。  
様式については、様式2の項目を網羅することで、任意様式を可とする。

- ・用紙は、A4サイズとすること。（図表等はA3可）

##### ②経費積算書（様式任意）

- ・仕様書を基に、着手から納品に要する経費を項目ごとに区別し

て記載すること。

・金額には、消費税及び地方消費税も分かるよう記載すること。

③提案者の概要がわかる資料（会社案内等）

#### （5）企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 企画提案書は、1者につき1提案とする。
- イ 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- ウ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- エ 企画提案書は、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例55号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- オ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- カ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- キ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- ク 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。
- ケ 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- コ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- サ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

### 5 審査方法等

#### （1）プレゼンテーションの実施

- ①開催日時 令和8年1月29日（木）
- ②開催場所 青森県庁会議室（青森市長島1丁目1番1号）
- ③実施方法
  - ・参加者は、事前に提出した企画提案書に基づき、紙資料によるプレゼンテーションを行う。
  - ・1提案者あたりプレゼンテーションの時間は30分程度（説明20分、質疑応答10分）を予定し、企画提案者の出席者は1提案者につき3名以内とする。
  - ・詳細な日時、場所は、参加申込書提出者に別途通知する。

#### （2）審査方法

- ・提出された企画提案書を基に、県が設置する審査会による審査を経て、契約予定者を1者選定する。
- ・審査会は、県の職員で構成する。提出された企画提案書等およびプレゼンテーションについて総合的に審査する。

### (3) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価の総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、提案額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、選定委員会において決定する。
- ウ ア、イに関わらず、合計得点が6割を超えない場合は、候補者として選定しない。

### (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 経費積算額の金額が2の委託料限度額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行なった場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

なお、審査結果についての質問は受け付けない。

## 7 契約手続

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従うとともに、関係法令を遵守すること。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (5) 業務を第三者に一括して委託することはできない。なお、業務の一部を第三者に委託する場合は、県と協議の上、実施することができる。
- (6) 受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づきその取扱いに充分留意し、漏えい、滅失及び損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。